

第 605 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 2 月 6 日（月）午後 1 時 35 分から午後 2 時 12 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
-	-	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（0 人）

-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第 4 号 農地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 605 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 35 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 605 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、10 番 森田委員の到着が遅れていますので、在籍委員 13 名中 12 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。立春を過ぎました。今月 1 日のアカデミアホールでのいきいき交流会では 2 人の新規就農者が事例発表しており、エールを送りたいと思いました。また、岩瀬地区のブドウ園地も、まだ芽は見えませんが準備が進んでいるようです。それでは審議に入ります。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 605 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。12 番 鈴木伸江委員、13 番 小柴賢次郎委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題</p>

	<p>といたします。この案件については、1月31日に農業委員会運営委員会を招集・開催し、運営委員の皆さんにお集まりいただいたところですが、この模様・結果について、澤邊運営委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>【森田泰彰委員、到着入室】</p>
澤邊委員	<p>私からは、令和5年1月31日午後3時30分より富津市役所401会議室で令和4年度第2回農業委員会運営委員会を開催し、新規就農者に対する面接を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。</p> <p>当日は、運営委員8名全員、並びに鈴木昇担当農業委員及び事務局職員の出席のもと、権利者■■■■の説明により会議を開催する予定でしたが、急用が生じ会議直前になって出席できない連絡があり、また代理人も出席できない状況で開催することとなりました。</p> <p>審査の過程において、事務局から申請概要の説明を受けましたが、本人より営農計画の説明を受けることは重要だとの意見が多く、当会議においては運営委員会として意見は出さず、改めて申請人を呼び出し再度開催することで意見の統一が図られ、採決をしませんでした。よって、再度開催し申請人より説明をしていただくことといたしました。以上で私からの報告を終わります。</p>
議長	<p>澤邊運営委員長からの報告のとおり、申請者の欠席もあり、判断には至らないとの結果でした。あらためて、申請者と面談する機会を設ける予定とのことですので、本案件の審査は次回以降に行うこととして、この1号1番議案は、本定例会では審査なしとなりますので、ご承知おきください。</p>
議長	<p>では次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、3番 鈴木昇委員、お願いします。</p>
鈴木昇委員	<p>議案第1号2番について、申請地を1月25日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野</p>

	<p>小学校より東の方向 500m付近に位置する農地であります。駐在所の隣になります。</p> <p>権利者は、以前から農業に関心があったことから現在も木更津市の農家にブルーベリー栽培の研修を受けている者です。今回、農地を確保し自ら栽培を行うため賃貸借権設定の申請であります。営農計画は、ブルーベリーの栽培を予定しております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、自宅近くで農地を取得しようとしたが適地が無く探していたところ、木更津市の研修地に近く指導を受ながら耕作できる立地条件であった本市で、農地を借りることに合意が得られたことから、期間 10年間の賃貸借権設定の申請に及んだものであります。遠隔地なことから、知識経験を持つ者を農作業責任者として地元雇用し営農する計画となっていることから、労働力、技術力に関しては問題ないと考えます。申請地は農振農用地区域外農地、合計面積 1,672 m²、権利者の耕作面積は 0 m²、農用地区域の農地を取得する場合の下限面積 1,000 m²を超えているため、基準を満たしております。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 3 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、2 番 澤邊委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第 1 号 3 番について、申請地を本日確認しましたので説明いた</p>

<p>議長</p>	<p>します。所在につきましては別添資料をご覧ください。J R 佐貫町駅より南西の方向 700m 付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は相続で得た土地ですが、体調を崩し、また後継者もないことから、売却を考え隣接所有者であった権利者に申し出たところ承諾が得られたため、本申請に及んだものであります。営農計画は、水稲の栽培を予定しております。以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (山口)</p>	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、体調が悪く後継者もないことから今後耕作が不可能なため、隣接所有者へ売却の相談を持ち掛けたところ、自作地に隣接し自宅からも近く耕作に便利であった権利者と話がまとまり、売買による所有権移転の本申請であります。申請地は農振農用地区域内農地、742 m²、権利者の耕作面積は 14,323 m²、農用地区域の農地を取得する場合の下限面積 5,000 m²を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>では、議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第 2 号】</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、2 番 澤邊委員、お願いします。</p>

<p>澤邊委員</p>	<p>議案第2号1番について、申請地を本日確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧佐貫中学校より北東の方向約300m、としまや裏にあたる位置する農地であります。</p> <p>申請地は現在、耕作がされておらず、今後の耕作や維持管理も難しい状況であることから、太陽光発電設備を設置して電力の供給と事業収益をはかり、耕作放棄地を有効利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電設備として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、こちら2番澤邊委員、お願いします。</p>

<p>澤邊委員</p>	<p>議案第2号2番について、申請地を2月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR佐貫町駅より南西の方向約1kmに位置する農地であります。八幡神社の少し手前です。</p> <p>申請地は、海に近く、多数の観光客の利用が見込まれることから、キャンプ場として利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。キャンプ場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、4番山崎委員、お願いします。</p>

山崎委員	<p>議案第2号3番について申請地を2月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。湊小学校より東の方向約1.4kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、左官職人として事業を展開しており、家族とともに富津市内の住宅への移住を決め、住宅に隣接する本件土地を資材置場として利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの山崎委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番につきまして、担当は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>

平野委員	<p>議案第3号1番の申請地を2月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。大貫小学校より南の方向約100mに位置する農地であります。</p> <p>当該地は平成31年2月25日付けで建売分譲住宅として所有権移転の許可を受け、現在に至っております。当初の許可において、隣接農地を含め住宅3棟の建設を計画しておりましたが、社会情勢等の変化により、棟数を3棟から2棟に減らし、建てなくなった農地部分の許可の取下げと併せて、棟数の計画変更承認申請を行うものです。取下げを行う部分については、遊休農地としての現状維持となります。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。【当該議案ページの差替えあり】 申請地につきましては、建売分譲住宅として所有権移転の許可がされた土地で、棟数を変更することによる計画変更承認申請となります。当初の許可面積は671㎡ですが、1棟分199㎡の許可を取り下げることにより、変更後の転用面積は472㎡となります。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。計画変更による面積縮小について、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第3号1番は承認されました。</p> <p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と</p>

事務局（山口）	<p>いたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。この議案には、大後委員に関する事項が含まれております。よって、農業委員会会議規則第 10 条の規定により、大後委員につきましては、一時退席をお願いします。</p> <p>【大後委員 一時退席】</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第 4 号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和 5 年第 1 次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号 5-1-1 利用権の設定等を行う者 ■■■■■ 対象農地 ■■■■■ ■■■ 田 1,020 m²、転貸を受ける者 ■■■■■、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間 10 年の新規契約であります。以下、整理番号 5-1-35 まで、合計で貸し手 16 名、借り手 3 名 筆数 35 筆 面積 43,834 m²であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっております。</p> <p>次に、本日お配りいたしました議案添付資料をご覧ください。こちらは、利用権設定各筆明細表の資料でございます。1 ページから 32 ページまでが 35 件の農用地利用集積計画各筆明細書、33 ページから 35 ページが利用権の設定を受ける者 3 名の農業経営の状況でございます。個々の説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第 4 号は承認されました</p> <p>【大後委員、入室着席】</p>

議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番が専用住宅として所有権移転するもので、面積は159㎡、2番は店舗として所有権移転するもので、面積が合計276㎡です。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし）</p> <p>事務局から何かありますか。（認定農業者等説明会、次回運営委員会についての連絡）</p>
会長	<p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第605回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は3月6日月曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後2時12分</p>